

隠岐高等学校魅力化コンソーシアム 「魅力UP委員会」規程

（目 的）

第1条 魅力UP委員会（以下「本委員会」という。）は、隠岐高等学校魅力化コンソーシアム規約第2条の目的を達成するため、隠岐高等学校の魅力的な活動を外部に発信し、グラデュエーション・ポリシーに共感する生徒・隠岐高等学校を受検する生徒を増やす活動を実現することを目的とする。

（組 織）

第2条 本委員会は隠岐高等学校と地域との協働活動に関わる団体等により組織する。

2 本委員会には、委員長をおく。委員長は隠岐の島町地域振興課長が担う。

3 本委員会の委員は、隠岐高等学校長、教頭、総務部長、生徒指導部長、隠岐高等学校城山会代表、隠岐の島町教育委員会総務学校教育課長、地域の教育関係者および隠岐の島町商工観光課担当者とする。隠岐の島町商工観光課担当者は同課長より任命する。

4 本委員会には、連絡調整を行うために事務局長および事務局担当者が参加する。

5 本委員会は、必要に応じて「運営指導員」に意見を求めることができる。

（委員長の職務）

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（委員会の運営）

第4条 本委員会は、委員長と事務局との協議の上、適宜委員会を開催する。

2 委員会の議長は委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（規程の変更等）

第5条 この規程は、役員会の議事を経なければ変更することはできない。

2 この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、役員会の議事を経て会長が定める。

〈附 則〉

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

隠岐高等学校魅力化コンソーシアム 「Society5.0 対応人材育成委員会」規程

（目 的）

第1条 Society5.0 対応人材育成委員会（以下「本委員会」という。）は、隠岐高等学校魅力化コンソーシアム規約第2条の目的を達成するため、ICT環境の整備及び隠岐の独自性を生かした教育活動を展開し、Society5.0に対応した人材を育てる協働活動を実現することを目的とする。

（組 織）

第2条 本委員会は隠岐高等学校と地域との協働活動に関わる団体等により組織する。

2 本委員会には、委員長をおく。委員長は隠岐の島町商工観光課長が担う。

3 本委員会の委員は、隠岐高等学校長、教務部長、進路指導部長、商業科主任、隠岐高等学校PTA代表、隠岐の島町教育委員会社会教育課長、隠岐の島町立中学校長代表および、隠岐の島町地域振興課担当者、隠岐ジオパーク推進機構担当者とする。隠岐の島町地域振興課担当者は同課長より、隠岐ジオパーク推進機構担当者は同事務局長より任命する。

4 本委員会には、連絡調整を行うために事務局長および事務局担当者が参加する。

5 本委員会は、必要に応じて「運営指導員」に意見を求めることができる。

（委員長の職務）

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（委員会の運営）

第4条 本委員会は、委員長と事務局との協議の上、適宜委員会を開催する。

2 委員会の議長は委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（規約の変更等）

第5条 この規約は、役員会の議事を経なければ変更することはできない。

2 この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、役員会の議事を経て会長が定める。

（附 則）

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。